

保 発 0 2 1 6 第 2 号
令 和 4 年 2 月 1 6 日

都道府県知事
都道府県後期高齢者医療広域連合長 } 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

令和3年度後期高齢者医療財政調整交付金の変更交付申請について
(特別調整交付金交付基準 事業区分Ⅰから事業区分Ⅲ)

令和3年度における高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第95条の規定に基づく令和3年度後期高齢者医療財政調整交付金の変更交付申請について(特別調整交付金交付基準 事業区分Ⅰから事業区分Ⅲ)は、下記により行うこととしたので、その申請手続等に遺漏のないよう取り計らわれたい。

記

1. 都道府県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)は、別表に掲げる各様式に従い、交付申請書等を作成し、所要の添付書類を添えて、都道府県知事に提出すること。
2. 都道府県知事は、広域連合から提出された交付申請書等の内容について十分な審査を行い、進達書を添えて、令和4年2月22日(火)までに厚生労働大臣に提出すること。